

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:

指名停止業者名	措置の区分	住 所
(1) 日本光電工業株式会社 法人番号2011101016254	①別表2-3口 ②別表2-4口	東京都新宿区西落合1丁目31番4号
(2) 国立大学法人三重大学 法人番号2190005003044	③別表2-15	三重県津市栗真町屋町1577番地

2. 指名停止措置期間: ①③ 令和3年3月30日～令和3年5月29日(2ヵ月)
 ② 令和3年3月30日～令和3年4月29日(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: ①③ 中部地方測量部管内
 ② 全国(中部地方測量部管内を除く)

4. 事実概要:

日本光電工業株式会社の社員3人(中部支社医療圏営業部長、三重営業所長、三重営業所員)は、国立大学法人三重大学医学部附属病院の医療機器納入の一般競争入札をめぐり、同病院臨床麻酔部元教授に自社製品の納入を依頼し、日本光電工業側が確実に受注できるように便宜を図る見返りとして、元教授が代表理事を務める(一社)BAMエンカレッジメントの口座に現金200万円を振り込んだとして贈賄の疑いで逮捕された。また、三重大学医学部附属病院の元教授及び部下だった元講師も第三者供賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である日本光電工業株式会社及び役務の有資格登録業者である国立大学法人三重大学の、一般役員等及び使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号口、第4号口(贈賄)及び第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)